

〇「(仮称)岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例案」意見募集 実施結果

意見募集結果（意見は主なものを抽出）

【内 訳】意見募集フォーム2件、電子メール4件、FAX0件、郵送0件、持参2件

No.	条項等	意見	意見に対する考え方
1	前文 第3条	<p>議員立法ではあるが、幅広い町内会役員や会員、地域づくり活動に関わっている様々な市民が参加することなく作られていると思えることに違和感がある。自分も地元の町内会の役員をしているが、こういう条例づくりをしているという話は聞こえてこなかった。議会の政策づくりのありようとしても、議会独自に幅広い市民や団体の参加を得て意見交換し、そこから議員提案での政策（条例）づくりにつなげていくようなやり方に改善する必要があると思う。議会活動への住民参加は、議会の一歩本質的な要素のはずだ。</p> <p>まちづくりの主体は町内会だけでなく、町内会以外の婦人会や子ども会、PTAなど、多様な地縁団体や、NP0等の志縁団体、企業等の主体が協働して進めるものであるのに、事実上町内会とそれへの支援についてのみの条例になっていることに違和感がある。</p> <p>市が主導して各学区に安全・安心ネットワークを作らせてきた政策的な経過があり、防犯や防災等にかかわる活動は安全・安心ネットワークの存在意義にもかかわることもあるのに、なぜ今町内会だけの支援を条例化するのかという疑問がある。</p> <p>前文を読むと、将来にわたって地域の自治組織は町内会でないといけないように読める。他自治体では町内会等の既存の自治会組織を解体する形で新たなまちづくり組織を立ち上げる動きもあるし、人口減少や担い手不足などから町内会が維持できなくなって、全員参加型のNP0としての組織を立ち上げて成果をあげている例（例えば、山形県の「きらりよしじまネットワーク」等）もある。そうした事例を見ると、岡山市内でも周辺地域で同様の取り組みが出てきてもおかしくないし、市としてはそういう動きを支援すべきとも考える。そう考えると、町内会以外のまちづくり組織や自治組織を住民が作ったり、市がそうした動きを支援したりすることを、この条例が阻害することにならないか。また、この条例ができれば、町内会を維持していくことを市に求めることになるので、市として新たな形の自治組織作りなどの政策の打ち出しができなくなるように思うが、それで良いのか。そういう検討や議論はしたうえで条例化なのか疑問だ。</p> <p>町内会が市の様々な施策に協力していることは事実だが、住民によって自主的に作られている自治組織の基本理念や役割、活動に関することまで、市の条例で規定すること自体に違和感がある。町内会等への市の支援策について条例で規定する必要があるとすれば、条例の条文に町内会の規定が必要なことは理解するが、その内容は必要最小限として具体的な理念や活動内容等にまで言及しないようにすべきではないか。自主団体の理念はその団体の会則や規約で定めるべきもので、市の条例で詳しく記載することはおかしい。</p> <p>本来、まちづくりに関しては、自治基本条例とか、まちづくり基本条例的なものがあるべきものだと思う。また、協働のまちづくり条例との関係性が不明確だ。協働のまちづくり条例が志向している対等平等な関係性の中でのまちづくり、そのプラットフォームづくりという精神とずれているのではないかと。少なくともすでにある関連分野の条例との整合性はとる必要がある。</p> <p>本来まちづくりは協働のまちづくり条例の理念のように、まちづくりのための協働を進めるためのプラットフォームづくりと、そこで対等平等な関係の中で協働して地域課題に取り組むためのガバナンスが大切だが、この条例はそういうことにプラスにならないと感じる。</p> <p>以上から、具体的には、第3条の（2）に協働のまちづくり条例との整合性をとるための規定を盛り込むべきだ。</p> <p>【条例文修正案】 第3条（2）（前略）、市や岡山市協働のまちづくり条例第2条の2の「多様な主体」と協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。</p>	<p>町内会等は地域住民の福祉、防犯、防災など多岐にわたり共助の担い手として活動し、近年激甚化する自然災害への備えや日常生活における防犯、防災への対策等から、町内会等の果たす役割がますます重要となっております。そうした中、担い手不足や加入率低下などの諸課題を抱えている町内会等を支援するため、本条例により町内会等と市は協働関係にあることを明確にし、地域の活力向上のため、町内会等の維持及び活動の活性化を支援し、住みよい豊かな地域づくりを目指す活動の促進を図り、もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的として条例を制定しようとするものであります。</p> <p>本条例の制定により、町内会等以外のまちづくり組織や自治組織の立ち上げを阻害するものになるとは考えておりませんし、それら多様な主体に係る支援については岡山市協働のまちづくり条例において検討されるべきものであると考えております。</p> <p>また、本条例は理念条例であり、基本理念において町内会等の維持及び活動の活性化に係る基本事項を示しておりますが、あくまでも理念であり、その活動において具体的な活動内容等にまで言及しているものではないと考えております。</p> <p>岡山市協働のまちづくり条例との整合性についてですが、岡山市協働のまちづくり条例第1条に掲げる「多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会問題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする」との理念を踏まえながら、地域課題の解決に留まらず、地域の活力向上、地域社会の活性化推進に寄与することを目的としており、また前文においては「多様な主体と連携しながら」と明記し、多様な主体を掲げる岡山市協働のまちづくり条例との整合性は図られているものと考えております。</p> <p>その他、岡山市協働のまちづくり条例に基づく多様な主体への支援等に係るご意見に関しましては、市担当部署へ申し送りさせていただきます。</p>
2	前文 第1条	<p>岡山市が2021年に実施した「岡山市町内会等アンケート調査」では、町内会会長の高齢が目立っています。また、予算は十分確保できているとの回答が多数を占めています。町内会活動で負担が大きいものは何かとの質問に対しては、「回覧物・配布物」「町内の行事」「ゴミステーションの管理」「苦情処理」が上位を占めています。こうした状況に対し解決策を町内会任せにするのではなく行政としての責務を果たしていくことは当然のことです。しかし、ゴミステーションの利用について、「町内会加入世帯のみ利用」が50%を超えており、2016年の調査よりも増加しています。町内会未加入者のゴミステーション利用を巡っては裁判が行われるなど社会問題となっております。ごみ捨てを口実とした町内会加入の強制が行われるなど、町内会の民主的運営がなされているのかどうか疑問があります。ごみ捨てに関して、自治会ありきの仕組みは限界にきています。根本から町内会のあり方を考え直さなければいけないとの観点から以下、意見を記載します。</p> <p>地域コミュニティの担い手として活動しているのは町内会だけではなく、様々な住民リソースがあります。しかし、前文では地域コミュニティの中心は町内会であり、町内会活動が低下していることが地域衰退の原因であると言わんばかりの書きぶり、実に違和感があります。また、「岡山市協働のまちづくり条例（以下、協働条例）」との関連が見えてきません。協働条例では、「多様な主体が地域づくりの当事者として地域に参画していくこと」をめざしており、その中に町内会はすでに位置づけられています。それにもかかわらず、「岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例（町内会条例）」で町内会が強調されていることに対し疑問があります。協働条例との整合性を考え、書き直すべきであると考えます。</p> <p>なぜ町内会が重要な役割を担っているのと言えるのでしょうか？前文にも書いているように居住形態の変化、価値観の多様化により町内会の加入率は低下しているのであり、岡山市として何らかの施策を実施するのではあれば町内会ではない他の地域コミュニティの形成も考慮すべきです。時代にそぐわない、不要であるとの考え方が多数を占めるのであれば解散もあり得ます。「町内会が今後も維持されるべき存在であることを」の部分は一見するとこの条例は町内会への加入を住民に対して強制しているように読み取れます。削除すべきであると考えます。</p>	<p>町内会等は地域住民の福祉、防犯、防災など多岐にわたり共助の担い手として活動し、近年激甚化する自然災害への備えや日常生活における防犯、防災への対策等から、町内会等の果たす役割がますます重要となっております。</p> <p>ご指摘にありますように、地域には岡山市協働のまちづくり条例に基づく多様な主体が担い手として活動していることは当然に承知しております。そのうえで、町内会等は多様な主体と連携しながら、安全で安心な地域コミュニティを維持していくために必要不可欠な存在であり、地域コミュニティの中核を担うもので、市と協働関係にあることを位置付けようとするものです。</p> <p>少子高齢化や居住形態の変化及び価値観の多様化に伴う役員の高齢化や担い手不足などの諸課題については、町内会等に限らず社会全体の課題であると認識しており、町内会等の活動の低下が地域衰退の原因であるとは考えておりませんので、ご理解をいただければと存じます。</p> <p>また、町内会加入についてですが、本条例第5条第2項において「地域住民の意思を尊重の上、活動への参加及び町内会加入を促すよう努めるものとする。」と定義しており、あわせて第6条において「理解と関心を深め、町内会等の活動への参加及び協力を努めるものとする」としており、加入を強制しているものではありませんので、ご理解をいただければと存じます。</p> <p>なお、岡山市協働のまちづくり条例との整合性についてのご意見につきましては前述No.1の後段に記載のとおりです。</p>

No.	条項等	意見	意見に対する考え方
3	前文 第1条 第4条	<p>今回の条例は議員さん発による条例でありとても意義があると思います。その意味でも町内会関連の方の任務が増えるのではなく、市民や事業者、市及び議会が一体となって応援し、ともに「明るく暮らしやすい地域活性化推進に寄与する」を実現する為の条例であることを鮮明にしたらと思いました。具体的には出雲市自治会等応援条例にもあるように前文と条文に(議会の責務)を入れたらと提案いたします。</p> <p>前文14行目から15行目 「町内会、地域住民、事業者及び市」→「町内会、地域住民、事業者並びに議会及び市」とする。同じく第1条3行から4行「町内会、地域住民、事業者及び市」→「町内会、地域住民、事業者並びに議会及び市」とする。</p> <p>また前文の15行目の「多様な主体と連携しながら」→「岡山市協働のまちづくり条例に基づき多様な主体と連携しながら」と加筆する。同趣旨で第4条(議会の責務)挿入具体的には、第4条 議会は市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、地域の力が活かされ明るく暮らしやすい地域づくりの推進に努める。 2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるよう、地域課題及び市民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて地域コミュニティの活性化に努めるものとする。</p>	<p>本条例への議会に係る条項を追加してはどうかのご提案ですが、本条例の趣旨及び目的に鑑み、議会に係る条項を新たに加えることは難しいところではありますが、本条例の有無に限らず、議会はこれからも地域の多様な意見を傾聴しながら、市勢発展のために活動してまいる所存でありますので、ご理解をいただければと存じます。</p> <p>また、岡山市協働のまちづくり条例に基づく「多様な主体」との関係性についてのご提案ですが、本条例を検討する中で、岡山市協働のまちづくり条例に基づく「多様な主体」を念頭に置きつつ協議を重ねてまいりました。</p> <p>その結果、本条例前文に「多様な主体と連携しながら」と記述しております。これは、岡山市協働のまちづくり条例に基づく多様な主体と「切れ目なく繋がる」ことを表し、その関係性を整理した記述でありますので、ご理解をいただければと存じます。</p>
4	第4条	<p>【第4条 市の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会等の維持…という文言が複数あるが、「維持」では弱い。もう少し強い表現ができないか。 ・中心部にはマンションが多いが、町内会に加入してくれない。マンション以外の世帯が少なく、町内会を解散するところも出てきている。マンションの住民も町内会に加入をしてもらえよう具体的な表現を条例に盛り込めないか。 	<p>本条例第4条第1項において、「町内会等の維持及び活動の活性化を支援するために必要な施策を実施するものとする。」と記述しておりますが、住民自治組織である町内会等の果たす役割の重要性に鑑み、(前文)において「町内会等の維持及び活動の活性化並びに発展を将来にわたって地域住民、事業者及び市が支え」と記述しており、維持及び活動の活性化に留まらず、「発展」を支えるものとしております。</p> <p>また、マンションに居住する地域住民を含め、町内会加入について、本条例第5条第2項において「地域住民の意思を尊重の上、活動への参加及び町内会加入を促すよう努めるものとする。」と定義しており、あわせて第6条において「理解と関心を深め、町内会等の活動への参加及び協力に努めるものとする」としております。地域住民の意志、自主性を尊重することを前提として本条例を策定しようとするものですので、ご理解をいただければと存じます。</p>
5	第4条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「町内会等の維持及び活性化を支援するために必要な施策するものとする」と書かれているが、町内会維持及び活性化の岡山市の支援は具体的に何を示しているのか、漠然としてよく理解出来ない。必要な施策とは具体的に記入して頂きたい。 2. 今、町内会は、空家、老人一人暮らし、町内会加入者の減少、町内会役員の高齢化、町内会役員の為手の減少等の問題に直面している。 3. 空家で庭木の放置で、所有者に連絡できず周囲の環境が悪化している場合、市に所有者に連絡を依頼しても個人情報でことが進まない。周辺の環境が悪化したままである。又、町内会も会員の緊急連絡先の連絡の協力を依頼しても半分程度の協力で、個人情報の問題でなかなかことが進まない。 4. 近隣で火事が発生して、被害を受けた方に起火原因の情報提供もされていない。情報提供を受けても肝心な部分は黒塗りである。起火原因の情報提供もされていない状態で火災訓練しても効果が薄い。 5. 岡山市の中心部の土地300坪以上はマンションが建設される場合が多く、岡山市には固定資産税などの歳入のアップになっているが、町内会の収入は逆に減少になっている。マンションの住民の町内会の加入は任意であり、加入しないとマンション管理組合で決議するところが多いと感じる。 6. 1000年に1度程度の洪水災害では市内はほとんど3mから5mの洪水となる。30年前の神戸大震災で、近所の方に助けられた方は9割以上で、警察、消防署などに助けられた方は1割もなかったと言われている。警察、消防署、救急車などの公助は無く、その時は町内会等の近所の共助が無ければ、莫大な被害となる事は明白である。 7. 上記の洪水災害を想定して町内会が、マンション管理組合に町内会の会員の共用廊下への一時的な避難を依頼しても拒否されるケースもある。 8. 以上の状態でボランティア中心の町内会がマンションを含む地域の防犯、防災のできることは限られている。やはり、情報の宝庫で、行政の権限のある、又、資金量のある岡山市が積極的に情報提供管理、資金提供管理、人的提供管理を支援しないと町内会役員は70歳代が多く、今の状態が続けば10年後の町内会の維持、活性化は出来ないと考える。 	<p>本条例は町内会等との協働による地域社会活性化推進の基本となる事項を定めようとするものであり、いわゆる理念条例であることから具体的な施策までは明記していません。</p> <p>また、本条例第4条第2項から第5項は町内会等への市の支援に係る施策の基本となる事項を定めようとするものです。条例制定後、市当局において本条例に基づき、個別具体的な施策が実施されることとなると考えております。</p> <p>また、その他のご意見につきましては、市担当部署へ申し送りさせていただきます。</p>
6	全体	<p>今回は理念条例としての意義があると思います。その意味では、今後単位町内会も含め、全体を通じて現場を応援できる具体的な施策の議論が大切になってきます。町内会関係者の方や多様な主体の団体の方、市や議員さんが集まり、議論できる対話の場があれば良いと思います。議員さんだけに求めるつもりはありません。私たちもその開催実現に汗をかくつもりです。ご検討をどうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>対話の場に係るご提案についてですが、岡山市議会基本条例第8条において、多様なご意見を聴取する場として公聴会や参考人制度について規定しており、また同条例第9条において、広報及び広聴について規定しております。そうした様々な機会を必要に応じ活用しながら、市民意見の把握に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、岡山市協働のまちづくり条例に基づく、多様な主体の協働による社会課題の解決に関する取組を促進するための環境整備等に係るご意見に関しましては、市担当部署へ申し送りさせていただきます。</p>

No.	条項等	意見	意見に対する考え方
7	全体	<p>この条例はいわゆる「理念条例」という位置付けであると理解しています。言い換えれば、「道標」というスタンスであると思うのです。その意味においては賛同いたします。</p> <p>そうであれば、この道標には最終ゴールみたいなものがあって、住民のみなさんと共有できなければ意味がないように感じています。「仏作って魂入れず」みたいなことになりかねません。住民、行政、議会がスクラムを組んで話し合える「対話の場」のご検討をお願い申し上げます。そういった対話が“魂を入れる”ことにつながると思っています。</p> <p>社会状況は目まぐるしく変化している時代です。核家族化、集団から個へ、町内会に入らなくても困らない、高齢化、担い手不足、自然災害の頻発、防災組織の結成、等々。</p> <p>今の地域（町内会）で顕在化しているこのような課題は、二律背反した課題と捉えることもできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個の考えが尊重される時代であること。 ・みんなが協力していかなければならない時代でもあること。 <p>この相反する事象が緩く分断を助長し、複雑化させているように思えます。この複雑化を解きほぐすのは、組織の壁を越えた「対話」であると思うのです。</p> <p>対話とは、「隣に生きる人々は、自分とは異なっている」この当たり前の事実を認め合い、面白がるのが対話です。「敵」というレッテルを貼って他者を糾弾するのではなく、他者とおずおずとも話しはじめ、それを通じて自らの意思を育むことです。</p> <p>こういう対話がある土壌が住みやすい地域であると思います。その対話の中から必要なことや不必要なことが見えてくるのではないのでしょうか。地域に暮らす住民の力が行政、議会の壁を越えて重なりあった時に、地域は魅力を発揮できるようになると考えています。「対話の場」をご配慮していただけると幸いです。</p>	<p>対話の場に係るご提案についてですが、岡山市議会基本条例第8条において、多様なご意見を聴取する場として公聴会や参考人制度について規定しており、また同条例第9条において、広報及び広聴について規定しております。そうした様々な機会を必要に応じ活用しながら、市民意見の把握に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、岡山市協働のまちづくり条例に基づく、多様な主体の協働による社会課題の解決に関する取組を促進するための環境整備等に係るご意見につきましては、市担当部署へ申し送りさせていただきます。</p>
8	その他 (意見)	<p>市が町内会を支援する基本的方向性に賛成です。町内会は、おおきく変化する必要がありますが、「自治」組織であるため市も介入することができませんでした。今回の条例ができれば、支援できるようになると同時に、市が町内会に介入する口実にもなります。</p> <p>現状、地元町内会に対する評価、とくに若い世代、女性の評価は、なかなか厳しいものがあります。高齢男性ばかりで、会合の時間も現役労働者や学生がとて参加できない場所になっています。参加しても、よそもの、ほかものとして扱われたという話も聞きます。</p> <p>今回、市が支援するということは、税金が投入されることになるわけで、町内会が支援に値する活動をしているかも、しっかりと評価する必要がありますができています。とても良いことだと思います。たとえば、会長や幹部が民主的に選ばれているか、会合がどのような日時に設定され、誰が参加しているのかも明らかになるでしょう。多様性や持続可能性が担保されているか、会計は適切になされているかどうかもちろん、チェックされることになるはずですが。そういう当たり前の透明性がなければ、誰も参加しようとは思いませんし、税金や市役所が支援する根拠も必要性もないでしょう。</p> <p>条例案はもちろんアバウトなものですので、今後、<適切で、誰もが心から参加したいと思えるような町内会になるように、市・地域住民が、評価できるような具体策>をぜひ考えていただければと思います。それが結果として、町内会の継続性に繋がっていきます。</p> <p>さいごに、現状、町内会と婦人会が分かれて活動する意義はもうないです（市の管轄が異なることは理由になりません）、むしろ町内会に男性が偏る要因にもなっていますので、町内会と婦人会の統合もこの際、進めてください（人材が町内会に集まるようになります）。統合が進むまでは、せめて婦人会への支援（条例の対象に婦人会もいれるなど）も、検討ください。</p>	<p>町内会組織の在り方及び婦人会への支援に係るご意見については本市担当部署へ申し送りさせていただきます。</p>